

主な改訂のポイント

(2018.4.1 付け認証基準)

No.	認証基準 条項No.	改訂のポイント
1	1.項 (適用範囲)	<ul style="list-style-type: none"> ■表 1-2-1 「海外販売できる国又は地域」を更新しました。 ■表 1-2-2 「海外販売できる SEK マーク」を更新しました。 ただし「制菌加工（特定用途）」は海外であっても、医療機関及び介護施設向け用途とし、市場での販売は出来ません。また、消臭加工マークは、海外では新たに規定した十字マーク(図 5-1 を参照)しか使えません。
2	5 項 (SEK マーク表示方法)	<ul style="list-style-type: none"> ■巻末別表第1「SEK マーク繊維製品対象製品リスト」に規定する洗濯回数を超えて試験し、16.1項の手続きをする場合は、その洗濯回数を付記用語の下、加工部位がある場合はその下に記載することができるようになります。 ■巻末別表第3「加工剤分類表」を削除して、安全性 WG の内規とします。この為、SEK マークに記載する剤名の表示方法(大分類、中又は小分類)が不明であれば、事務局までお問合せください。 ■図 5-1「SEK マークとカラー表示」に消臭加工の十字マークを規定しました。この十字マークは国内と海外で使用できますが、丸いマークは国内専用です。
3	11 項 (加工剤の安全性試験)	<ul style="list-style-type: none"> ■加工剤又は主成分の安全性データは、認証申請者自らが提出する必要があることを明記しました。(従来どおりです。) ■登録加工剤であっても、認証申請者はその加工剤の成分やその安全性についての全てを、加工剤メーカーに確認しなければならないことを明記しました。 ■複数の主成分(複合成分)からなる加工剤の安全性試験の猶予期限を、更に1年間延長しました。 ■表 11-1「加工剤の安全性試験方法と評価基準」から、変異原性試験の内の染色体異常試験とマウスリンフォーマーTK 試験を削除しました。 ■付表 2「皮膚貼付試験を実施する試験機関の例」から DRC(株)を当該社の都合により削除しました。
4	16 項 (試験試料)	<ul style="list-style-type: none"> ■巻末別表第1「SEK マーク繊維製品対象製品リスト」に規定する洗濯回数を超えて試験する場合の手続きを規定しました。
5	18 項 (抗菌性試験)	<ul style="list-style-type: none"> ■表 18.2 「試験対象菌種」に MRSA の ATCC 菌株を追加しました。ただし、これは海外の試験機関で NBRC 菌株の入手が困難な場合のみ使用可能です。

以上